会 議 録

会	議の名称	第10回(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時		平成20年5月22日(木)19:00~21:00
開催場所		中央公民館(三の丸会館) 3階 小ホール
事	務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員	中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員(磯委員、伊藤委員、井上委員、岩田委員、 岡林委員、奥居委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、 金田委員、河原委員、菊山委員、北野委員、北原委員、 木村委員、小林委員、阪田委員、鯛 委員、高原委員、 中村委員、沼田委員、林 委員、福嶋委員、藤原委員、 横田委員) 市職員委員(仲委員、水本委員、猪岡委員、西尾委員、 北門委員、中尾委員、山中委員、吉本委員、八木委員、 中野委員、下田委員、東田委員)
	事務局	北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸 齋藤(コンサルタント)
欠 席 者		委員12名
議題		①前回の議事録の確認について(全体討議) ②条例素案(たたき台)第2章・第3章について(グループ討 議)

議 事 概 要

1. 開会挨拶等

事務局から本日の欠席者について報告がある。

2. 前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。

く質疑応答>

委

員

か。

- 会 長 質疑ございませんか?
- **委員** 前回、欠席していましたが、前回の議題について意見を今いえない んでしょうか?
- 会 長 グループワークを終えていますので、意見については、書面で事務 局に提出してもらえますか。

第8回の会議で今後の運営について澤井先生から6項目にまとめら

れたが、第9回の会議で修正されたとの理解で良いのでしょうか? 今後の進め方について前回の会議で 毎回メンバーをシャッフルして、その都度課題を決めてワークショップを行うというやり方に戻るということでよいのでしょか。次に議事録のまとめ方が、前回は、ワークショップ形式と決定していなかったので市の方がまとめられたということでこれまでの全部の発言を必ずしもまとめるというより、併記しているというように議事録の作り方が若干変わっています。内容はまとめられた方の主観あるいは、理解の範囲が出てきているのでは

第9回の議事録の P 1 9 のところに中川先生の発言で『次回の会議で「意見を追加して・・・」』とこれは、追加意見があれば、文書で追加してもかまわないのか、従来文書発言は、認められなかったと思うので、前回の会議を振り返ってみて次回の会議で文書で追加は可能なのでしょうか?

というので、今後どういうふうに議事録の作成をしていくのでしょう

会 長 まず、1点目ですが、第8回の策定委員会、澤井副会長からいくつかこういう方法もあるのではないか提案いただいたと聞いています。それを含めて前回、再確認しました。いくつか皆さんの意見をいただいたところ、このようにシャッフルしてグループでワークショップをした方がいいのでは、との意見が大勢をしめたと感じこの方法で進めていくと決を採りました。また、前回、ワークショップをいつの時点まで行うのかについては、決めていません。ある程度の素案が全体の合意ができて固まってきたら、つぎのやるべき方法を検討してはと思

います。波に乗ってきたかなとも感じますので、しばらくこの方法で やっていきたいと考えています。会議録の整理の仕方ですが、通常、 役所の場合、議会等の議事録を除きほとんどは、要点筆記となってい ます。それが常識のレベルなのかな、そうでないと時間もコストもか かってしまいます。その範囲で認めいただいてると考えています。し かし、それではニュアンスが変わってしまうなどの危険性もあるの で毎回発言については確認していただいていると考えています。最後 に、追加発言ですが、時間の関係で、もちろん文書でもかまわないし、 この場でご発言いただいてもかまわないと思いますが、それを参考と していきながら、全体的にコンセンサスの範囲内で修正できるものは 修正する、またその着眼点を入れ、進めていったらと思いますよ。し かしながら全体でみんなで作業を進めているので、今日の割り当て部 分をこなしてから残った時間で余裕があれば、それを話して頂いたら と思います。ただ、あえて皆さんの前で聞いてもらい、意見も頂きた いというのであれば、提起されるもの可能では。そのあたりは弾力的 に進めていけたらと思いますよ。

委員 第8回と第9回の考えの違いを、そのようにとらえたか私は、疑問をもっていますが、そのように進めようということですので、 従いたいと思います。

そして、議事録についてですが、先程からも意見が出てますが、非常に議事録は重要であると思います。前回の議事録についてよくまとまっていると思います。しかし、その内容について、各班で、確認したい。発表については、この文書で各班がどのようなことを話していたか十分わかります。各班でその内容を議事録の内容を受けてそれでいいのか修正すべきかを、この場で、行う時間が欲しいと思います。

- 委員前回話し合った内容について会長、副会長の専門家の意見をお伺い したい。第2条定義の「市民」の項目に使われている漢字の「者」と ひらかなの「もの」の違いについて、解説お願いします。
- 委員 議事録17頁2行目からの部分で『先の見込みを立てたうえで逆算していく必要がありますね。』とありますが、当初からできるだけ時間をかけ、確認しながらよりよいものを作るため時間を惜しまないとの

共通認識だったのではと思います。

- 委員 13ページの定義の中で市のいろいろな委員会について初めていろ いろあると知りました。どんなものがあるのか資料としてもらいたい。
- 会 長 会議録の確認についてですが、班会議の内容についても、この場でということですが、できるんではないでしょうか。おしゃって頂いたら修正することはできます。次に漢字の「者」とひらがなの「もの」については、私はどちらでもかまわないのではと考えています。団体でも「者」を使っている自治体があります。国の法律ではないので、あまり厳密に考えなくてもと思います。

各論、総論を重ねあわせながらという趣旨で言ったと思いますが、5つのグループで議論して頂いたものを、フイルムを重ね合わせて全体でこうじゃないかとにじみだしてくるというのが、こうゆう作業の進め方じゃないかと考えています。それと「時間を惜しむというのを避けたい。」というのは、もっともな事だと思います。しかしながら、集団で、作業を進める事に意味があるのであって、2時間、3時間、4時間と延々と続けるのは、体力的にも、堪えますし、一般的には、70~80時間がワークショップの限界と言われています。集中力も落ちたり、話がそれたりしますので、この時間に集中していくことが大事だとご理解頂きたい。そのために、関心ある方たちが個別に勉強する、ミーティングされたり等の時間のかけ方は大いに望ましいと思います。

あと、委員会と言うのは、行政委員会を指しています。こんな組織がありますよというものとして、市役所の組織図に、このような仕事をしますよと説明をいれてもらったらと思います。行政委員会は、市長と対等といえます。ですので、「市長は、」ということで、すべて代表できない、他の行政委員会は、別に並べなければならないという趣旨です。

澤井副会長から前々回の会議の進め方について何かあるでしょうか?

副会長 前々回の内容については、決めた事ではないですし、こんな考え方 もあるといった様に考えていただけたらと思います。

- 先程「者」と「もの」違いを尋ねたのは、市民の定義の中に市民と 委 員 事業者とあります。また、第5条、第6条、第8条において同じよう な文面となっているので、それぞれ区分けが必要か確認したかったの です。
- 事業者を市民の中にいれて一緒に取り扱う部分と除外する部分があ 会 長 りますね。典型的な例としては、住民投票についての部分です。そう いった部分については、事業者は、入ってきませんね。基本原則、権 利には、対象になるところならないところが生まれてきますね。

委員定義の中で市内で事業を営む者に事業者が含まれるのであれ ば、8条がいらなくなるし、事業者が主体という部分もいらなくなっ てくると思います。

- 員 定義の部分は、すべてに影響してきますね。定義をどうするかによ 委 って変わってきますよね。
- 今のところは、皆さんが気づかれた部分を各班の会議であげていた 会 長 だき、それを集めれば密度の濃い、定義が完成されます。定義につい ても、まだ固まったと思っていませんので、全部ひとあたり議論した うえで、今後も、検討しては、思いますよ。

それでは、本日の議題 条例案たたき台第2章、第3章に ついてグループ討議を始めます。

以下に各グループのワークショップの結果及び発表内容を記します。

【グループA】

(まちづくりの基本原則) ______ 市の説明責任を盛り込んでは

- 第4条 前文及び前条に定めた基本理念を実現していくにあたり、次の各号に 掲げる事項を基本原則として市民自治の推進をする。
 - 「環境」に関する項目を入れる (1) 情報共有の原則

まちづくりは、市民及び市が、保有するまちづくりに関わる情報を相互に

共有しながら進めていくことを基本とする。

(2) 市民参加、参画及び協働の原則

まちづくりは、市民の自主的な市政への参加、参画が保障され、市民及び 市が、深い信頼関係のもと協働で進めていくことを基本する。

(3) 行財政運営の原則

[(2)と(3)をうまくリンクできれば、ひとつの号にまとめるのも良い

まちづくりは、公平性及び透明性の確保のもと、健全な行財政運営を行うにあたり当初予算編成時にその全容を説明することを基本とする。

(4) 人権尊重の原則

これにも市民が参画、意見を取り入れる

議会上程前に

まちづくりは、国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、それぞれの個性や能 を最大限に発揮できることを基本とする。 「障害の有無」などもいれては

(5) 自律共助の原則

まちづくりは、市民一人ひとりが自己の意志のもと、相互に尊重し、助け あいながら進めていくことを基本とする。

(6) 対等及び協力の原則 市民も含む

まちづくりは、市が、自らの判断と責任において、国、奈良県等と対等の 立場で、連携、協力しあいながらまちづくりを進めていくことを 基本とす る。

(市民の権利)

- 第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び 市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 市民は、個人として尊重され、均等な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有する。
- 3 市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、権利の行使 に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(市民の責務)

- 2 市民は、地域社会の一<u>貝として、お互いに協働し、連携しあい</u>ながら安全、 安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。(組む)
- 3 市民は、行政サービスに伴う必要な負担を分任しなければならない。
- 4 市民は、次世代に継承できるまちづくりを進めるため、自然との調和を図りながら環境保全に努めなければならない。

(青少年、子どもの権利) 権利だけでなく、責務も必要では

- 第7条 青少年、子ども(未成年の市民をいう。以下同じ)は、地域社会の一員として尊重され、快適な環境のもと健やかに育つ権利及びまちづくりに参加、参画することができる。
- 2 市民及び市は、青少年、子どもがまちづくりに参加、参画するための環境 づくりに努めなければならない。

(事業者の権利と責務)

- 第8条 事業者は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及 び市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 事業者は、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、住環境及び地球環境に配慮した安全で安心なまちづくりに努めなければならない。

[発表内容]

まず、まちづくりの基本原則のなかで第2号と第3号をうまく連携し、まとめてはとの意見がありました。また、第7号として、地球環境も含めた持続可能なまちづくりについて記してはどうか、それに伴い、基本理念にグローバルな視点にたったまちづくりを追加してはとの意見がありました。

「努めなければならない」を「努めることとする」「努めます」「努める」と軽い表現にする。命令口調で市民の自主性うまれないのでは。軽い表現にしてはとの意見がありました。

第6条第3項で「行政サービスに伴う負担」というのは、「行政サービスに 伴う必要な負担」とする方が適切ではないかとの意見がありました。

青少年、子どもの権利については、義務も必要では、との意見がありました。 第8条第2項において、「住環境に配慮」とあるが、先程のグローバルな視点 にたったまちづくりという視点にたって「及び地球環境」を加えてはとの意見 がありました。

【グループB】

(まちづくりの基本原則)

第4条 前文及び前条に定めた基本理念を実現していくにあたり、次の各号に 掲げる事項を基本原則として市民自治の推進をする。

- ・市民の情報を市にどのように伝えるのか(個人情報との関係は?)
- ・防災に限って、個人情報に関係なく市民の情報を市に伝える

(1) 情報共有の原則

市民の定義をはっきりさせる

まちづくりは、市民及び市が、保有するまちづくりに関わる情報を相互に 共有しながら進めていくことを基本とする

(2) 市民参加、参画及び協働の原則

地域コミュニティについての記述がない

まちづくりは、市民の自主的な市政への参加、参画が保障され、市民及び 市が、深い信頼関係のもと協働で進めていくことを基本する

(3) 行財政運営の原則 —

予算編成についても市民が参加できないか

まちづくりは、公平性及び透明性の確保のもと、健全な行財政運営を行う ことを基本とする。

> 参政権・年齢等も考慮すべきでは? →こだわらず広い (不法在住しているような外国人や子ども) 枠でとらえることも必要か

(4) 人権尊重の原則

まちづくりは、国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの基本 台人権が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できることを基本 とする。 どうゆう内容をうたっているのか、

まちづくりは、市民一人ひとりが自己の意志のもと、相互に尊重し、助け あいながら進めていくことを基本とする。理想だが本当に実現できるのか 実施可能か?

(6) 対等及び協力の原則

まちづくりは、市が、自らの判断と責任において、国、奈良県等と対等の 立場で、連携、協力しあいながらまちづくりを進めていくことを 基本とす る。

(市民の権利)

市民の権利としての行政監視機能の権利を追加する (ex.税金がどのように使われているか)

- 第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び 市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 市民は、個人として尊重され、均等な行政サービスのもと安全で安心な生 説明・解釈で具体的に説明する 活を営む権利を有する。 削除してもいいのでは?

3 市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、権利の行使 に際しては不当に差別的 扱いを受い

どの範囲をいうか・解釈を入れる

「幸福を追求する権利」という言葉のほうがいいのでは

(市民の責務)

- 第6条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの 発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努め なければならない。
- 2 市民は、地域社会の一員として、お互いに協働し、連携しあいながら安全、 安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

(青少年、子どもの権利) 子どもの権利がうたわれていることは非常にいいことだ

- 第7条 青少年、子ども(未成年の市民をいう。以下同じ)は、地域社会の一員として尊重され、快適な環境のもと健やかに育つ権利及びまちづくりに参加、参画する権利を有する。
- 2 市民及び市は、青少年、子どもがまちづくりに参加、参画するための環境 づくりに努めなければならない。

(事業者の権利と責務)

- 第8条 事業者は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 事業者は、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、住環境に配慮した安全で安心なまちづくりに努めなければならない。

[発表内容]

まず、まちづくりの基本原則の中で、市民とは、市民の枠のくくり方によって、いろいろと変わってくるのでは、人権尊重の原則の中で、特に国籍にこだわらなくてもいいのでは、また、情報共有の原則で、住民のもっている情報をどのように市に伝えるのか、自治会を中心とした防災組織に対する個人情報の取り扱いについて何か良い方法はないのかなという意見がありました。

次に第3号について予算編成について、市民から投げかけができないのか、 市の監査委員とは、別に市民の代表がかかわれないのかとの意見がありました。

第5条第2項の「均等な行政サービス」という文言が気になる削除しては、 また、第3項の「公共の福祉に反しない限り」との部分がわかりにくいので、 幸福を追求する権利としては、どうかとの意見がありました。

また、第6条第3項の「負担の分任」という文言は、わかりにくいとの意見、 第7条青少年、子どもの権利が盛り込まれたことはよかったとの意見がありま した。

【グループC】

(まちづくりの基本原則)

第2章の中に第3条基本理念を入れる

第4条 前文及び前条に定めた基本理念を実現していくにあたり、次の各号に 掲げる事項を基本原則として市民自治の推進をする。

別途条文化すべき

★1) 情報共有の原則

まちづくりは ア氏及び市が、保有するまちづくりに関わる情報を相互に 共有しないち進めていくことを基本とする。

(2) 市民参加、参画及び協働の原則

まちづくりは、市民の自主的な市政への参加、参画が保障され、市民及び 市が、深い信頼関係のもと協働で進めていくことを基本する。

₹3) 行財政運営の原則

まちづくりは、公平性及び透明性の確保のもと、健全な行財政運営を行うことを基本とする。

44) 人権尊重の原則

一つにしてもいいのでは

まちづくりは 国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できることを基本とする。

(5) 自律共助の原則

まちづくりは、市民一人ひとりが自己の意志のもと、相互に尊重し、助け あいながら進めていくことを基本とする。 **解説中第3者とはなにか**

(6) 対等及び協力の原則

まちづくりは、市が、自らの判断と責任において、国、奈良県等と対等の 立場で、連携、協力しあいながらまちづくりを進めていくことを 基本とす る。

市としての枠組 〇環境への影響 環境に関する事 〇条例の一覧表が欲しい 〇教育に関すること入れるべきでは 〇人権がそこにあるべき

(市民の権利)

- 第5条 市民は、豊かなまちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び 市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 市民は、徳を持ち、社会の安定に努め、個人として尊重され、均等な行政 サービスのもと安全で安心な生 活を営む権利を有する。
- 3 市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、権利の行使 に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、持続可能なまちづくりのため地球環境、自然環境を重視し、 一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの 発言と行動に 責任を持ち、積極的に豊かなまちづくりに参加、参画するように努めなけれ ばならない。 まちづくりの基本原則に入れるべきでは
- 2 市民は、地域在会として、お互いに協働し、連携しあいながら安全、 安心に暮らせて吸づくりに取り組まなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 4 市民は、次世代に継承できるまちづくりを進めるため、自然との調和を図りながら環境保全に努めなければならない。
- 5 市民は、青少年、子どものすこやかに育つ環境をつくる。 (青少年、子どもの権利)
- 第7条 青少年、子ども(未成年の市民をいう。以下同じ)は、地域社会の一員として尊重され、快適な環境のもと健やかに育つ権利及びまちづくりに参加、参画する権利を有する。
- 2 市民及び市は、青少年、子どもがまちづくりに参加、参画するための環境 づくりに努め、 かばならない。

「すこやかに育つ環境づくり」を2項に追加したらどうか

(事業者の権利と責務)

- 第8条 事業者は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 事業者は、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、住環境及び自然環境に配慮し た安全で安心なまちづくりに努めなければならない。

第2条第2項の事業を営むものが第3項の事業者なら第8条はいらない。 市民と事業者の定義をはっきりさせる。

[発表内容]

まちづくりの基本理念を第4条の前にもってくるべきでは。第4条中にどのようなまちを、地域を作りたいか書くべきでは、第1、2、3、6項は、後で出てくるのでここでは、省いてもよいのでは、また第4項、第5項を一緒にして、まとめれるのでは、またここに環境について、教育についてを付け加えてはとの意見がありました。

第5条第1項の「均等な行政サービス」という表現を変えるなり、削除する なりすべきではとの意見がありました。

第6条、第7条、第8条で「まちづくりの主体」についてかかれているが、 定義において事業を営む者を事業者として考えれば第8条は、省くことができ るのでは。第6条の子どもを健やかに育てる環境を入れるととともに同じ環境 でも、自然環境を入れるべきではとの意見がありました。

第8条においては、事業者をどう扱うかによって、必要、不要が決まってくるのでは、との意見がありました。

第3章「公共の福祉に反しない限り」という部分は、あえて書く必要がないのでは。第7条第2項に市民も市も子どもたちが健やかに育って行く環境作りにについて入れれば思います。

第8条第2項企業も地域の一員として、住環境だけでなく自然環境をいれるべきでは。

人権についての書かれているが「徳」についても入れるべきでは。

【グループD】

(まちづくりの基本原則)

第4条 前文及び前条に定めた基本理念を実現していくにあたり、次の各号に 掲げる事項を基本原則として市民自治の推進をする。

> (1)(2)(5)をまとめて1つに、簡潔に、読みやすく 基本理念にあるものは除く、何度も重複しない方が良い

(1) 情報共有の原則

まちづくりは、市民及び市が、保有するまちづくりに関わる情報を相互に 共有しながら進めていくことを基本とする。

(2) 市民参加、参画及び協働の原則

まちづくりは、市民の自主的な市政への参加、参画が保障され、市民及び 市が、深い信頼関係のもと協働で進めていくことを基本する。

(3) 行財政運営の原則

まちづくりは、公平性及び透明性の確保のもと、健全な行財政運営を行う ことを基本とする。

(4) 人権尊重の原則

まちづくりは、国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの基本 的人権が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できることを基本 とする。

(5) 自律共助の原則

まちづくりは、市民一人ひとりが自己の意志のもと、相互に尊重し、助け あいながら進めていくことを基本とする。

(6) 対等及び協力の原則

まちづくりは、市が、自らの判断と責任において、国、奈良県等と対等の 立場で、連携、協力しあいながらまちづくりを進めていくことを 基本とする。

とにかく、誰が読んでもわかりやすい、読みやすくすることが 大切ではないか、簡潔に読みやすく、短い方が印象にものこるのでは

第3章 市民の権利と責務 **権利と責務を逆にする考え方もある** (市民の権利)

- 第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び 市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 市民は、個人として尊重され、均等な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有する。
- 3 市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、権利の行使 に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの 発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努め なければならない。
- 2 市民は、地域社会の一員として、お互いに協働し、連携しあいながら安全、 安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならない。

納税と明確に記してはどうか

- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 4 市民は、次世代に継承できるまちづくりを進めるため、自然との調和を図りながら環境保全に努めなければならない

青少年、子どもももちろん市民なのだから

(青少年、子どもの権利)・特別に青少年、子どもについて、条として記する必要があるか、どうか・市民の権利の条(第5条)へ含めてはどうか

- 第7条 青少年、子ども(未成年の市民をいう。以下同じ)は、地域社会の一員として尊重され、快適な環境のもと健やかに育つ権利及びまちづくりに参加、参画する権利を有する。
- 2 市民及び市は、青少年、子どもがまちづくりに参加、参画するための環境 づくりに努めなければならない。

後日に基本理念が動くことによって、今日検討したことも動くこととなり作業の方法としては、不効率ではないか 目的、基本理念を固めてから作業した方がブレないのでは

(事業者の権利と責務) 不要では また、市民の欄にまとめてしまう (第5条) (第6条)

- 第8条 事業者は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及 び市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 事業者は、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、住環境に配慮した安全で安心なまちづくりに努めなければならない。

[発表内容]

まず、小学校高学年や中学生にわかる分かりやすい条文にしてはとの意見がありました。第4条については、基本理念にあるものを除いたり、第1号、第2号、第5号をまとめて、さらりと読めるようにしてはとの意見がありました。

第5条第3項の「不当に差別的な扱い」を「平等な扱い」にしてはとの意見がありました。また、第6条の「行政サービスに伴う負担」をわかりやすく「納税」としてはとの意見がありました。

次に、第7条について子どもだけの憲法を他に作ってもよいのではとの意見 がありました。

第8条について、第5条第6条の中で、ふれても簡潔でわかりやすいのでは との意見がありました。

あと、進め方について、基本理念をもとに検討を進めているため、後で基本 理念がかわったら、検討しなおさなければならないので、不効率ではとの意見 がありました。

【グループE】

(まちづくりの基本原則)

- 第4条 前文及び前条に定めた基本理念を実現していくにあたり、次の各号に 掲げる事項を基本原則として市民自治の推進をする。
 - (1) 情報共有の原則 **情報を保有しているのは市である** まちづくりは、市民及び市が、保有するまちづくりに関わる情報を相互に

共有しながら進めていくことを基本とする。

- (2) 市民参加、参画及び協働の原則 **信頼関係をどのようにつくるのかが抜けている** まちづくりは、市民の自主的な市政への参加、参画が保障され、市民及び市が、深い信頼関係のもと協働で進めていくことを基本する。
- (3) 行財政運営の原則

まちづくりは、公平性及び透明性の確保のもと、健全な行財政運営を行うことを基本とする。 明確な目標を示してほしい

(4) 人権尊重の原則

「民族」「障害の程度」を加えるべきではないか

まちづくりは、国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できることを基本とする。

(5) 自律共助の原則

コミュニティの育成を文言に入れて欲しい

まちづくりは、市民一人ひとりが自己の意志のもと、相互に尊重し、助け あいながら進めていくことを基本とする。

(6) 対等及び協力の原則 この条文は、市民対象の条例に不要ではないか

まちづくりは、市が、自らの判断と責任において、国、奈良県等と対等の立場で、連携、協力しあいながらまち、くりを進めていくことを 基本とする。 市民の立場に立って

(市民の権利)

今はペアで使っているが将来もこのような使われ方をするか文言を精査する必要がある

- 第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を 市政に参加、参画する権利を有する。
- 2 市民は、個人として尊重され、均等な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有する。
- 3 市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、権利の行使 に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの 発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努め なければならない。
- 2 市民は、地域社会の一員 市民はまちづくりの主体である 携しあいながら安全、 安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 4 市民は、次世代に継承できるまちづくりを進める <u>自然との調和を</u>図りながら環境保全に努めなければならない。 何を指す?税のことか?

子どもの権利に触れるのはよい 子どもに大人と同じ役割を与えるのはどうか? 将来のまちづくりの担い手として育成や教育 を受ける権利に触れる

(青少年、子どもの権利)

第7条 青少年、子ども (未成年の市) を受ける権利に触れる カー 員として尊重され、快適な環境のもと健やかに育つ権利及びまちづくりに参加、参画する権利を有する。

2 市民及び市は、青少年、子どもがまちづくりに参加、参画するための環境 づくりに努めなければならない。

(事業者の権利と責務)

- 第8条 事業者は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及 び市政に参加、参画する権利を有する。 まちづくりの主体ではなく地域社会の一員
- 2 事業者は、<u>地域社会の一員として、</u>社会的責任を自覚し、住環境に配慮した安全で安心なまちづくりに努めなければならない。

[発表内容]

この条例が、市民に向かってか行政に向かってか、どちらに力点を置くのか との議論がありました。両方に向かうがどちらかというと市民に向かってわか りやすくするほうがよいのではということで議論を進めました。そういうこと から、いろいろな形容詞がありすぎではないかなとの意見がありました。

第4条第1号の中で市民及び市となっているが、市民には、情報がないので、「市民」は、削る方がよいのでは、第6号は、唐突に思える、「市が市民の立場にたって・・・」などとする方が良いのではとの意見がありました。

第5条については、形容詞が多いのでもっと簡略にわかりやすくしたほうがよいのでは、第6条の市民の責務については、もう少し柔らかい表現がよいのでは、「地域社会の一員」というのは、当たり前のことで必要ないのではとの意見がありました。

第7条については、子どもについて、大人と同じような表現より学びの機会 や参加などによって、将来のまちづくりに向けての人材を育てる等としてはと の意見がありました。

第8条については、住環境だけではなく、まちづくりに取り組んでもらえるようにしてはとの意見がありました。

会 長 違う班の意見を聴かれて、ずいぶん参考になったと思います。また

、今皆さんに議論頂いているのは、あくまでたたき台ですので、これ からも、表現等いくらでも変えてもらって結構ですよ。

各班から出してもらった意見を基に私なりの意見も差し挟ましてもらっと、基本原則のところで、基本理念と基本原則がオーバーラップしてるのでは、との意見がありましたが、基本理念というのは、大事にすべき価値観、基本原則は、そのために行動する際の原則となります。

また、この2つは、掲げた理念の上に原則があるという関係なので 似通って当然なんです。このあたりは、後で、整理するほうがいいと 思います。

次に、「努めなければならない」というのが、きついんじゃないかという意見ですが、「努めます」など皆さんのコンセンサスのとれる語調に変えていけばと思います。

そして、最近よく使われる「持続可能なまちづくり」という言葉が、 意見の中で、でてましたが、これは、実は、市民が参加しなければ、 できない事なんです。条文には、そんな意味をこめたらと思います。

次に、個人情報の問題について、防災組織を作る、しかし個人情報が壁になってうまくいかない。お互いの信頼関係による地域社会ができていればよいが、信頼関係ができていない、面識関係ができていないとなると、役所に頼るとなりますが、役所は、個人情報は、出せないです。防災と住民自治組織を再整備するのは、ものすごく重要です。条例策定においては、全国的に行政の統制について議論しがちですが、住民自身の責任、住民自身の自治責任についてもう少しこれから議論頂けたらと思うのは、特に、この問題です。

市民が、監査監視できないのかとの、意見がありましたが、行政経営への参画、協働というのが前文、理念、原則でうたわれた場合、制度の整備が必要となってきます。非常に大きな改革を行われる事になります。

「均等な」という言葉についてですが、福祉や人権の面でいうと、 「均等な」はまずいですね。「公正な」という言葉がふさわしいでしょうね。

「負担の分任」という言葉は、伊賀市の自治基本条例に出てきますね。ただ、これは、税金ことだけではありません。使用料や利用料金も含みますので、「負担」という言葉で良いのではないでしょうか。

また、まちづくりの原則については、どんなまちづくりをするべき か入れるべきとの意見が出てましたが、重要視すべき理念と行動原則 という視点からみればどうなのかもう一度考えていただけたらと思います。いずれにしても理念、原則は、もう一度再整理する方がと思います。

あと、「徳」を大事にすべきではとの意見がありましたが、「徳」 を条例化するのは、非常に難しいです。あえて、盛り込むとすれば、 前文でうたうことになると思います。

第7条青少年、子どもの権利を入れるのが正しいかどうか、必要かどうかについては、大和郡山の精神として青少年、子どもの権利を重要視して、条文に入れるかどうかだと思いますよ。

この条例が、行政に向けてか、市民に向けてかという議論がありましたが、それについては、市民に向けてだと思いますので、できるだけわかりやすい条文にしましょう。

今日いただいた意見を基に第2次原案に投影させる作業をしなくては、なりませんが、事務局にはお手数をおかけしますがよろしくお願いします。

また、委員さんからいいご指摘をいただきましたが、定義のところの「事業を営む者」、「事業者」の違いについてですが、前者は、個人、後者は、法人、団体というイメージで、定義しているのかなと思います。これも整理した上で、第8条について再検討すべきと思います。

それと、今日の議論の内容をみせていただいて、皆さん、素案たたき台を、みんな読んでいただいたうえで、今回の議論をしていただいてるなあと感じました。非常に良い作業だったと思います。 それでは、最後に、澤井先生から、お願いします。

- 副会長 「負担の分任」の話ですが、これは、地方自治法の言葉で、明治2 1年の言葉で、今使われていませんね。わかりやすい言葉にしてもいいでしょうね。また、税金は、市民が一方的に負担するものであり、行政サービスの対価にあたるものではなく、市民の義務として納めている、市全体を支えるため負担しようというのが税金ですね。ですから分任を税金に置き換えるというのは、不正確なると思います。
- 会 長 それでは以上で終わりたいと思いますが、なにかございませんでしょうか?それではこれで第10回目の策定委員会を終わります。どうも皆さんありがとうございました。

以下余白